

清瀬市立図書館サービス基本方針(素案)

令和5年 11 月 清瀬市

清瀬市立図書館サービス基本方針（素案）

目次

I サービス基本方針策定にあたって.....	3
II 図書館サービス基本方針の位置づけ.....	3
III 清瀬市立図書館の現状.....	3
1 図書館の概要.....	3
2 図書館利用の状況.....	4
3 レファレンスサービスおよび所蔵案内.....	4
IV 市民の図書館に対する意識.....	4
V これからの図書館サービスの課題.....	5
1 市民の読書活動支援及び利用促進.....	5
2 資料の適切な収集、活用、保存.....	5
3 市民の課題解決支援.....	6
4 地域の情報を提供、郷土愛を醸成.....	6
5 非来館者に向けたサービスについて.....	6
VI 清瀬市立図書館サービス基本方針.....	7
1 知的好奇心を満足させるサービスを提供します.....	7
2 市民とともに歩み、他の機関・団体（自治体、大学、多摩六都科学館など）と 交流します.....	7
3 子供たちの読書の楽しみを広げるサービスを提供します.....	8
4 ニーズをとらえたサービスを提供します.....	8

清瀬市立図書館サービス基本方針(素案)

I サービス基本方針策定にあたって

図書館を取り巻く社会情勢は様々な分野で急速に進展する技術革新などにより、変化を続けています。清瀬市立図書館も令和4年4月1日から電子図書館サービスを開始しましたが、今後の社会情勢を鑑みながら新たなサービスの導入を検討することも必要になります。

それらをふまえてこれからの清瀬の図書館サービスの方向性を示すために基本方針を策定します。

II 図書館サービス基本方針の位置づけ

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日 文部科学省告示第172号)」により策定する基本的な運営の方針として位置付け、管理運営、図書館資料、図書館サービス、職員の4つの視点により、今後の図書館サービスの基本方針を策定するものです。

この基本方針は第4次清瀬市長期総合計画、第2次清瀬市教育総合計画マスタープランを上位計画として位置づけ、図書館の実施すべき取組の方向性を示すものです。第3次清瀬市子供読書活動推進計画など、その他の計画とも連携して進めます。

III 清瀬市立図書館の現状

1 図書館の概要

清瀬市立図書館は、中央図書館、元町こども図書館、下宿図書館、野塩図書館、竹丘図書館、駅前図書館の6館で構成されています。

- ・中央図書館…中央公園の東側にあり中心館として各館との調整の役割を担っているほか、谷口ジロー氏など、清瀬にゆかりのある作家の絶版本を、親族の方から寄贈いただき展示するなど、貴重な資料の保存・公開を行っています。令和7年度には、清瀬駅南口地域児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備基本計画により中央公園敷地内の線路側へ移転予定です。
- ・元町こども図書館…清瀬けやきホール内に位置する市内唯一の子供のための図書館です。
- ・下宿図書館、野塩図書館、竹丘図書館…各地域市民センター内に位置し、地域の

住民を中心に利用されています。

- ・駅前図書館…清瀬駅近くのクレアビル4階という立地から、本の貸出や映像・音響資料の視聴利用が最も多い図書館です。

2 図書館利用の状況

清瀬市では令和2年度と3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で貸出数が減り、令和4年度は令和元年度の貸出数にまで達することができませんでした。令和4年度の貸出数は平成23年度の8割程度であり、長期的にも減少していることが見て取れます。

一方、図書館では市民の憩いの場や学習の場として新聞・雑誌の閲覧や読書・学習する場も提供しており、多くの市民が利用しています。

3 レファレンスサービスおよび所蔵案内

図書館は市民の課題解決支援としてレファレンスサービス¹を実施しています。清瀬の歴史や市民の知りたいことに関する調査もありますが、多くは市民が探している本を提供する所蔵案内です。

清瀬市の図書館だけで調べきれない場合は、都立図書館や他市区図書館など他の機関とも連携し回答しています。

IV 市民の図書館に対する意識

令和5年度の清瀬市政世論調査では「この1年で図書館に行ったことがある」の設問に対して「いいえ」と回答した人が58.4%と、市民のうち約6割が図書館を利用していないことがわかります。

また、今後の図書館運営にあたって何を望むかの問いに、「図書・資料・視聴覚の充実」が41.8%、「他市や大学図書館との相互利用の促進」が21.3%でした。このことから資料の充実について市民が望んでいることが窺えます。

次いで、「スマートフォンやホームページを活用した資料予約等サービスの充実」が21.1%、「図書館に行く時間がなくて利用できていないため、わからない」が20.5%、「電子書籍の充実」が19.3%、「開館時間の拡張」が18.2%でした。行く時間がない、機会がない等の理由により、図書館の利用をしていないことが窺えます。

¹ レファレンスサービス…利用者の相談に応じて、必要とする資料や情報を提供し学習や調査・研究の支援を行う図書館のサービス

0歳から6歳の未就学児の保護者を対象とした、令和5年度清瀬市行政外部評価市民アンケートで、図書館を利用したことがないと回答した方のうち「本は借りずに購入することとしている」が29%、「自宅から図書館までの距離が遠い」が28%となっています。このことから、未就学児を育てている保護者は、コロナ禍で安全を考えて本を購入することが定着しつつあると共に、子供を連れて遠くの図書館まで行くことが難しい現状であることが窺えます。

図書館に期待するサービスとして「図書館の中にカフェスペースがある」が57%で一番多く、次いで「貸出図書の宅配サービス」が45%あり、子供を連れて気軽に行けるカフェが望まれていると共に、小さい子供を連れての外出が難しいため宅配サービスへの要望があることが窺えます。

V これからの図書館サービスの課題

1 市民の読書活動支援及び利用促進

Ⅲ-2で記した通り、本市図書館では全体を通して貸出者数も貸出点数も減少傾向にあります。また、令和4年度において、市民7万5千人のうち継続的な利用者は14%であり約1万人の利用でした。

リクエストの申し込み方法としてカウンターでの申し込みは減少傾向にある反面、インターネットでの申し込みは増加傾向にあります。インターネットでの予約の申し込みは45歳から64歳の世代が一番多くなり、一人当たりの予約点数からもこの世代が16件と一番多くなっています。

図書館では子ども会、読書交流会等のイベントを行っていますが、本を通した学びや人を通した本と出会いのように、参加者同士が交流してつながり、図書館の利用の促進につながる工夫を行っています。

2 資料の適切な収集、活用、保存

図書館は基本的人権の一つである、知る自由を社会的に保証する機関として、公平、平等及び自由な立場から、市民の教養、調査研究またはレクリエーション等に資する資料及び情報を、各分野から幅広く収集することを基本的な方針としています。

図書館が所有すべき本をはじめ、市民から要望が寄せられた本、特にリクエストされる本は、事前に情報を集め、厳選して収集することが必要です。収集した資料は、効果的に市民へ閲覧・貸出を行い、必要に応じて保存していきます。

3 市民の課題解決支援

インターネットの普及により、様々な課題や疑問を自らの力で調べることができるようになった反面、正しい情報を見極めることが難しくなっています。その様な状況で、図書館ではレファレンスサービスを通して、必要な資料や情報を提供し市民の問題解決を支援していきます。

社会の変化や市民のニーズを的確に把握・対応し、前例にとらわれず前向きに業務に取り組む図書館職員の育成を図ることが必要です。図書館職員の役割は専門的で多岐にわたるため、図書館職員の質の向上に努めることが必要です。そのためにも能力の開発や技術の維持のための研修機会の充実を図っていきます。

4 地域情報の提供、郷土愛の醸成

清瀬の歴史・文化、良さ、人を知り、市民一人ひとりが郷土を愛し誇りに感じていただけますよう、郷土・地域資料の収集や情報発信を積極的に行います。清瀬市にゆかりのある作家等に関する資料、市内及び施設内で行われるイベント、行政サービスの紹介等の情報を、あらゆる手段を用いて提供します。

市民が清瀬のことに興味を持ち、調べ、親しみを感じると共に、子供たちに対して未来の清瀬のために郷土愛を醸成していくことが必要です。

5 非来館者に向けたサービスについて

現在、図書館に来館することが困難な市民を対象に資料を郵送するサービスを行っていますが、直接図書館を利用することが困難な高齢者や障害のある方など、一部の方を対象とする取り組みとなっています。図書館が近くにないことや、時間がないために利用できないなど、あらゆる状況によって図書館を利用できない市民に届く取り組みを検討する必要があります。

かつて、新型コロナウイルスの感染状況が猛威を振るった際に、市は市民の図書館利用を一時的に制限しなければならない状況に陥りました。また、感染防止に対する市民の意識と相まって、図書館の利用は著しく低下しました。このような事態は今後も起こり得ると想定し、来館しなくても図書館を利用できるサービスを検討することが必要です。

VI 清瀬市立図書館サービス基本方針

1 知的好奇心を満足させるサービスを提供します

- (1) 図書館の基本的機能を充実します
 - ① 市民のニーズに沿った資料収集、整理、保存し、提供します。
 - ② レファレンスサービス²を充実させます。
 - ③ ホームページや市報を活用した情報発信を行います。
 - ④ 郷土の歴史や文化を知るための資料を収集し提供します。
- (2) すべての市民が利用しやすい図書館サービス基盤を整備します
 - ① 誰でも利用できる宅配サービス³を、新たに始めます。
 - ② 障害者サービスは対面朗読やデージー資料⁴の作成や貸出など障害者の方々が利用しやすい環境を作ります。
 - ③ 外国にルーツを持つ方々に資料を提供できる仕組みをつくり、つなぎます。

2 市民とともに歩み、他の機関・団体(自治体、大学、多摩六都科学館など)と交流します

- (1) 来て、見て、参加することで新たな発見や深い学び、読書の喜びを知るきっかけを提供します
 - ① 図書館での様々なイベントを通して、「人と人」「人と本」をつなぎます。
 - ② 本を通して市民の交流を促進します。
- (2) 多様な機関と協働し、より図書に親しんでもらえるサービスを提供します
 - ① 近隣の大学、多摩六都科学館等専門機関、また多様な市民団体と連携し、図書館だけでは行えない様々な事業を行います。
 - ② 都立図書館からの借り入れをはじめ、他の自治体と相互貸借を行います。

² レファレンスサービス…利用者の相談に応じて、必要とする資料や情報を提供し学習や調査・研究の支援を行う図書館のサービス

³ 宅配サービス…利用者が予約した本を図書館が希望の市内の指定場所に届けるサービス
宅配料金は利用者に負担させない

⁴ デイジー資料…デジタル録音図書

3 子供たちの読書の楽しみを広げるサービスを提供します

- (1) 子供たちの読書環境を充実します。
 - ① 子供たちの成長にあわせた本を収集し提供します
 - ② 児童センターなど他の公共施設と連携して、子供たちの読書活動を促進します。

- (2) 「読書の重要性」に対する保護者の理解を促進します
 - ① 「赤ちゃんとお母さんのためのおはなしのじかん」などを通して「読書の重要性」に対する保護者の理解を促進します。

- (3) 学校教育を支援します
 - ① 授業に必要な本を貸し出す学習貸出や図書を活用した学習活動への支援を行います。
 - ② 市内の小学校を訪問し図書館の紹介やブックトーク⁵、素話⁶等を行います。

4 ニーズをとらえたサービスを提供します

- (1) 他の公共施設と連携しながら利用環境を整備し、「学びの場」「憩いの場」「居心地の良い空間」としての機能を果たします
 - ① 生涯学習の場として学習スペースを充実します。
 - ② 人が集う場としてのサロンを設け、新聞・雑誌コーナーを拡充します。

- (2) 図書館体制を再構成します
 - ① 現在の6館の体制を見直し、市民の期待に応えた図書館を目指します。

- (3) 持続可能なサービスを提供できる仕組みを作ります
 - ① サービスの向上を目指すため民間の力を生かした運営を検討します。
 - ② 誰でも利用できる宅配サービスを、新たに始めます。(1(2)①の再掲)

⁵ ブックトーク…あらかじめ選んでおいた数冊の本について語り、参加者の興味・関心を持つように紹介し、読書意欲を喚起する手法のこと

⁶ 素話…物語を覚え語り、ストーリーテリングともいう

「これからの清瀬の図書館を創造する会」については、
清瀬市ホームページに掲載されています。

清瀬市立図書館サービス基本方針（素案）

令和5年11月

清瀬市立中央図書館

〒204-0024 清瀬市梅園1-1-21

042-493-4326